



介護保険負担限度額認定証の更新申請について

現在お持ちの介護保険負担限度額認定証の有効期限が**7月31日**までのため、8月以降も継続して減額を受けるためには**更新の手続きが必要**になります。詳細については、案内文書が届きますのでご確認ください。主な地域は以下の通りです。

福岡市、**糸島市**⇒福岡市、糸島市よりご家族に書類が送付されます（介護保険関係書類の送付先を当院にされる方はまず当院に届きますので当院からご家族へお渡しいたします）。

お手元に届きました書類によく目を通して頂き、説明に沿った手続きを行っていただくようお願いいたします。マイナンバー制度開始に伴いマイナンバーの写しの添付が必要になりました。マイナンバーを付記した書類全てが“特定個人情報”となり厳重な取扱いが必要となります。預金通帳等の写しも必要となるため、非常に機微な情報を取り扱いますので、**可能な限りご家族申請**して頂くことをお願いしております。ご家族様が遠方に住んでいる等でどうしてもご家族申請が難しい場合のみ当院で代行申請をさせていただきますので以下の書類をご準備下さい。

- ①申請書
- ②同意書
(市町村長が官公署、銀行等の関係機関にご本人[及び配偶者]の課税状況の報告を求めるとのもの)
- ③介護保険被保険者証(写し)
- ④介護保険負担限度額認定証(写し)
- ⑤記帳を済ませた預金通帳の写し(夫婦の場合、それぞれお持ちの通帳や有価証券等)
- ⑥マイナンバー通知カード又は個人番号カード(写し)
- ⑦当院規定の委任状、同意書

※前年度と世帯の課税状況、資産状況、世帯員の変更があった方は各自で申請をお願いいたします。
(地域連携室、ケアマネジャー)

家族相談会

介護棟(1・2・3・5棟)にご入所中の利用者様で今後の療養に関する事をお尋ねになりたいこと等がございましたら、担当ケアマネジャーよりご説明いたします。面会禁止期間につき電話もしくはご来院時、事務等1階相談室での対応となります。ご理解、ご協力をお願いいたします。

(施設ケアマネジャー)



エレベーター点検のお知らせ

下記の予定で定期点検を行います。ご来院の方にはご迷惑をおかけしますが、ご理解、ご協力のほどよろしくお願い致します。



7/7(火)

1号館(大) 13:00~14:00

1号館(小) 14:00~15:00

(管理課)

月に一度、保険証類の窓口提示のご協力をお願いしておりますが、
面会禁止期間中は保険証の変更がありましたら事務所窓口までご連絡下さい。(医事課)

